

# バルク貯槽処理工場審査報告書

年 月 日  
 (一社) 日本溶接容器工業会  
 容 器 処 理 委 員 会

## 1. くず化設備基準

基準番号	くず化設備基準項目	結 果	適 否	備 考	
1. (1)	作業所等の位置など 作業所の位置				
	イ. 火気を取り扱う建物 から 8 m 以上				
	ロ. 燃焼しやすい物を置く 場所から 2 m 以上				
	ハ. 又は流動防止 施設の有無			例示基準第 8 項に よる	
	(2)	容器置場 イ. 保安規則第 6 条第 1 項 第 3 5 号 (イ) 保安容器置場表示 方法等			例示基準第 1.2.8. 11 項及び第 26 項 5 号による
		(ロ) 保安物件に対する 距離			液化石油ガス保安 規則 2 - 1 6
		(ハ) 障壁の有、無、12cm 以上の鉄筋コンクリ ート、又は同等以上			
		(ニ) 不燃性又は難燃性の 屋根の有無			
		(ホ) ガス滞留防止対策			
		(ヘ) 消化設備、有、無			例示基準第 2 6 項 の 5 による

	ロ. 回収、未回収容器の区分			
--	----------------	--	--	--

基準番号	くず化設備基準項目	結果	適否	備考	
(3)	バルク貯槽内の残ガス回収、排出場所及びバルブ取り外し場所 イ. 側壁はその長さの 1/2 以上について下部を床面から 20 cm 以上開放				
	ロ. 通風構造の良否				
	イ.	(ただし、強制換気装置の場合のみ、次のイ～ニ) (イ) 吸入通風型にする。			
		(ロ) 吸入口は床面から高さ 10 cm 以下の位置			
		(ハ) 排気口は着火源のない安全な位置、又は地上 5 m 以上かつ接近する建築物以上の高さの位置			
	ロ.	液化石油ガス漏えいを検知し、警報するための設備の有無			爆発下限界の 1/4 に達したとき警報を発すること
	ハ.	電気設備の液化石油ガスに対する防爆性能の有無			
	ニ.	吸入風量は床面積 1 m <sup>2</sup> につき 0.5 m <sup>3</sup> /min 以上			
	(4)	残ガス処理作業場付近残ガスの滞留を少なくする構造とする。			

2.	バルク貯槽内残ガス処理設備			
(1)	バルブ取り外し装置、器具類の有無			バルク貯槽固定台、スパナ、ハンドル等

基準番号	くず化設備基準項目	結果	適否	備考
(2)	バルク貯槽転倒台の有無			バルク貯槽を転倒させることが適当でない場合(自動車用、サイフォン式容器など)を除く
(3)	圧縮機又は送液用ポンプ			
①.	圧縮機は圧力、0~0.05 MPa 以下で自動停止、の有無			油分離機、凝縮器 圧力計及び安全弁付のこと
②.	送液用ポンプの有無			有効なストレーナ 圧力計及び安全弁付のこと
(4)	専用貯槽 専用貯槽は内容1,000L以上で、圧縮機を使用する場合は2基以上			液面計、圧力計、安全弁、散水管(5l/min/m <sup>2</sup> )、温度計、ドレン弁等を取り付けること。 (例示基準第23項 耐熱及び冷却上有効な措置) 液面計は例示基準第20項 安全弁は通産告示291号(50.8.1) -7条2号による。
(5)				

①. 口.	(イ) 残ガス放出管 放出量 保有すべき距離 30g/min 以上 8m以上 60g/min 以上 10m以上 90g/min 以上 12m以上 120g/min 以上 14m以上 150g/min 以上 16m以上 又は漏えいガスの流動防止 の設備の有無			容器保安規則に基づき表示等の細目、 容器再検査の方法 等を定める告示第 31条
	(ロ) 開口部の位置は安全な位置 で地上5m以上かつ建築物 の高さ以上			
	(ハ) 放出管の脱臭設備の有無			都道府県公害関係 条例による
	残ガス燃焼装置 (イ) 残ガス場所から8m 以上の距離を有し、か つ逆火防止装置があ ること			
基準番号	くず化設備基準項目	結果	適否	備考
3. 4.	(6) (ロ) 又は残ガスの漏えい ガスの流動防止設備又 は残ガス燃焼装置の有 無			パイロットバーナ ー付であり、点火 部分が地上5m以 上
	(7) 残ガスを置換する装置 置換により排出される残 ガスは、ガス放出管又は残 ガス燃焼装置に連結する ① 水による置換 ② 窒素による置換 ③ スチームによる置換			
	イ. 油分離槽 (排水溜槽) (イ) 3室以上分離 (ロ) 要領は1日の排出水 量の3倍以上			
	ロ. 油分離槽のふたの有無			
	ガス漏えい検知、警報設備 設備の有無			ガスが滞留するお それのある場所 例示基準第24項 による。

5.  (1)  (2)  追記	電気設備の防爆性能 (1) 残ガスを処理場所から 8m以内にある設備の防 爆性能の有無			例示基準第29項 による。
	(2) 又は漏えいガス流動防 止設備の有無			例示基準第8項に よる。
	バルク貯槽をくず化するた めの設備 プレス バルク貯槽の胴部を圧着で きるもの 切断機 バルク貯槽の胴部を円周方 向に2ヶ所以上に切断でき るもの 穴あけ設備 バルク貯槽に適度な開口部 を設けられるもの			溶断器を除く。
	法第26条の危害予防規程 の制定の遵守状況			
	第27条の保安教育計画			

(注) 結果欄に※印のあるものは、別添の特記事項による。

## 2. くず化方法の基準

基準番号	くず化方法の基準項目	結果	適否	備考
1.	容器置場 保安規則第6条1項第35 号チ～ヲ (1) [チ] 容器置場には 不要のものは置かない こと			
	(2) [リ] 周囲2m以内 には引火性、発火性のも のは置かないこと ただし所定の障壁を設 けた場合は除く、(コ ンクリート厚12cm以 上鉄筋)			
	(3) [ヌ] 容器等は常に 温度40℃以下			

2. (1)	(4) [ル] 転落、転倒、 衝撃、バルブ損傷の防 止				
	(5) [ヲ] 形態電灯以外 の灯火を禁ずる				
	バルク貯槽くず化前の残ガ ス排除、回収				
	イ. (イ)	液状ガス 固定貯槽に回収—ポンプ、 圧縮機による 液面は貯槽容量の 90%以下			
	(ロ)	残りガスの圧力は 0 ~ 0. 0 5 MPa 以下 かつ液面は貯槽容器の 90% 以下			

基準番号	くず化方法の基準項目	結 果	適 否	備 考
ロ.	気状ガス 残ガスの圧力は 0 ~ 0. 05MPa 以下 かつ液面は貯槽容器の 90% 以下			
(2)	バルブを脱臭装置を有する ガス放出管又は燃焼装置に 接続し、残ガスの圧力が 大気圧以下になるまで放出 又は燃焼させる。			
(3)	バルブを取り外すこと			

<p>(4)</p> <p>3.</p>	<p>(2) により残ガスを放出した容器を下記のいずれかの方法で置換を行う</p> <p>① 水による置換</p> <p>② 窒素による置換</p> <p>③ スチームによる置換</p>			
<p>4.</p>	<p>排ガス処理、未処理容器の区分明確</p>			
	<p>残ガス放出容器の胴部が偏平にプレス。又は2個以上に切断。もしくはバルク貯槽に適度な開口部を設ける。</p>			

(注) 結果欄に※印のあるものは、別添の特記事項による。

